

建設業者団体の長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

平成十八年七月七日付けで建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第七十六号）建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件の一部を改正する件（平成十八年国土交通省告示第七百四十八号）建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する件（平成十八年国土交通省告示大七百四十九号）建設業法第二十七条の三十一第二項の電子計算機及び経営状況分析に必要なプログラムの内容等を定める件の一部を改正する件（平成十八年国土交通省告示第七百五十号）が公布され、同日より施行されました。

今回の改正は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）等が平成十八年五月一日から施行されたことに伴い、建設業法施行規則の計算書類に係る規定及び様式並びに関係告示等について所要の改正を行うものであり、同日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用することとしています。今般の改正の主な内容は下記のとおりですので、貴団体におかれてはその趣旨に従い、法令の遵守に遺漏なきを期するよう、貴団体傘下の建設業者に対し指導を徹底されますようお願いいたします。

記

一 提出を求めていた計算書類の変更について

会社法が施行される以前は、一般的に、貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分案（損失処理案）を指して「計算書類」と称されていましたが、会社法においては、「計算書類」として貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表を指すこととされました。

この改正を踏まえ、建設業法における許可申請書の添付書類、毎事業年度経過後に

届出を必要とする書類及び経営状況分析申請書の添付書類を定めていた規定から、利益処分に関する書類を削除し、株主資本等変動計算書及び注記表を追加する改正を行いました。

二 貸借対照表及び損益計算書の変更について

会社法における貸借対照表及び損益計算書の科目の区分方法については、会社計算規則に規定されていますが、商法施行規則における規定からの変更点及び一般的な会計慣行に従い、建設業法施行規則の別記様式についても変更を行いました。

具体的には、貸借対照表において、「親会社株式」の項目を削除し、「その他流動資産」等を「その他」とし、「営業権」を削除し、「のれん」を追加し、「子会社株式」等を「関係会社株式」とし、「長期繰延税金資産」等を「繰延税金資産」とし、繰延資産の項目については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和三十八年大蔵省規則第五十九号)に従った規定をし、「新株予約権付社債」を削除し、「負ののれん」を追加しました。また、純資産の部については、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第五号)の趣旨に沿って規定をしています。

損益計算書においては、「経常損益の部」等の区分を削除し、「研究費及び開発費償却」を「開発費償却」とし、「その他営業外収益」等を「その他」とし、「前期繰越利益(前期繰越損失)」等株主資本等変動計算書に記載する項目を削除しています。

また、貸借対照表及び損益計算書にかかる注記事項は、注記表に記載することとしているため、削除しています。

三 株主資本等変動計算書及び注記表について

会社法の施行に伴い、新しい計算書類とされた株主資本等変動計算書及び注記表を、建設業法施行規則においても別記様式として規定することとしました。規定にあたっては、会社法、会社計算規則及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第六号)の趣旨に沿って規定をしています。

四 経過措置規定について

以上の改正内容については、平成十八年五月一日以降に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用することとし、平成十九年三月三十一日までに決算期の到来した事業年度に係る書類についてはなお従前の例によることのできる旨、経過措置において規定しています。

以上